

駐車場整備工事で バックホーに轢かれ、後日死亡 誘導・監視など、万全の対応策を！

☆ 平成19年5月23日午後4時25分ころ、重機に下半身を轢かれるという災害が仙台市で発生しました。
被災者(64歳、土工)は、発生から1日半が経過した25日早朝に至り死亡しました。

残念ながら、本件で平成19年の死亡災害は2名となりました。

☆ 元請業者は支店業者です。

☆ 本件工事は、工場の社員用として設けられた駐車場の整備をするものです。

この駐車場は河川に沿って設けられていましたが、法面が崩れるなどの状態がありました。

このため、法面を整形するなど、整備をしようと作業が行われました。

☆ 被災者は、土嚢として用いたフレコンバッグを片付けようと、バッグの中の土を排出していました。

作業に伴う移動中、法面整形のために横移動をしていたバックホーに轢かれたものです。

☆ なぜ被災者が危険箇所に入ることとなったのかなどの詳細は、現時点で不明です。

★ 車両系建設機械を使用して作業を行う場合の関係法令として、特に次の点が重要です。

① あらかじめ作業計画を作成し、それにより作業をすること。(労働安全衛生規則第155条)

② 建設機械に接触するおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないための措置をすること。

あるいは誘導者を配置し誘導させること。(同158条)

③ オペレーターは必要な資格(技能講習修了者)を有すること。(労働安全衛生法第61条)

★ 本件災害ではどのような措置がされていたかは筆者(建災防宮城県支部)は不詳ですが、重機を用いて作業を行うときには、上記措置を十分確認のうえで行うよう、ご留意をお願いします。

★ 類似の死亡災害が今年3月に発生していますが、貴重な教訓が生かされず大変残念です。

★ まもなく全国安全週間の準備期間に入ります。

各現場でリスクアセスメントを行い、危険要因を確実に把握し対応策を講ずるようお願いします。